

千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内民間社会福祉施設（以下「施設」という。）の整備の促進及び経営の健全化並びに入所者等の処遇の向上を図るため、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法（昭和23年法律第205号）第39条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が施設整備のため独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金（建築資金及び設備備品整備資金に限る。以下「社会福祉施設整備資金」という。）の元金償還に要する経費について、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し、補助金を交付する。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（老人福祉センターを除く。）

ただし、平成17年1月1日以降に開所するものにあつては、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護を行うものを除く）に限る。

- (3) その他市長が特に必要と認めた施設

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費、基準額及び補助率は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した交付額に千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

- 第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 2 交付決定後の事情の変更により、補助金の交付申請額に変更が生じたときは、遅滞なく、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金変更交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

- 第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 社会福祉施設整備資金の償還に係る計画を変更するときは、あらかじめ、市長の承認を受けること。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から10年間これを保管すること。
- (3) その他市長が必要と定める事項

(交付決定通知)

- 第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。
- 2 第4条第2項に規定する変更交付の申請があったときは、規則第4条の規定に準じて変更交付について決定し、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金変更交付決定通知書（様式第4号）によって通知するものとする。

(承認申請)

- 第7条 第5条第1号の承認を受けようとするときは、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 規則第12条に規定する実績報告をしようとするときは、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助事業実績報告書（様式第6号）を

市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行し、平成4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年3月30日から施行し、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている市内民間社会福祉施設のうち、平成4年3月31日以前に償還を開始した元金及び同年4月1日以降に償還を開始した元金のいずれもが存在する施設については、この要綱による改正後の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年2月1日から施行し、平成14年度分（平成13年度からの繰越し分を含む。）の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている市内民間社会福祉施設のうち、平成13年4月1日前に整備を開始した養護老人ホーム、ケアハウス及び介護保険関連施設並びに平成13年12月1日前に整備を開始したその他の社会福祉施設については、この要綱による改正後の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金交付要綱別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている市内民間社会福祉施設のうち、平成17年1月1日前に開所した養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）については、この要綱による改正後の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金交付要綱の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けているか、平成18年9月30日以前に施設整備のため独立行政法人福祉医療機構から福祉貸付資金（建築資金及び設備備品整備資金に限る。）を借り入れている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下、「支援法」という。）附則第35条による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設

(補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設並びに昭和60年1月22日付け厚生省社更第6号の別紙「身体障害者福祉センター設置運営要綱」の2に規定する身体障害者福祉センターA型、身体障害者福祉センターB型及び障害者更生センターを除く。)、支援法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条に規定する知的障害者援護施設及び支援法附則第46条による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設については、この要綱による改正後の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定により、補助金の交付を受け、又は独立行政法人福祉医療機構に対し福祉貸付資金の貸付けの申請をしている保育所については、改正前の要綱第2条第2号の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の要綱第2条第2号の規定の適用を受け、平成22年度以降に千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受ける場合には、同要綱第13条中「保健福祉局長」とあるのは「こども未来局長」と、同要綱別表対象経費の欄中「当該年度中に償還した元金の総額」とあるのは「当該年度中に償還した元金の総額(市長が償還年度ごとに定める額を限度とする。)」と読み替えて適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に施設整備のため独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金（建築資金及び設備備品整備資金に限る。）の元金償還に要する経費に係る千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金については、この要綱による改正後の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金の交付を受けている者でこの要綱による改正後の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱第7条の規定による実績報告をしようとするものは、この要綱の施行の日から1年間は、この要綱による改正前の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助事業実績報告書（様式第3号）により報告することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた市内民間社会福祉施設であって、施行の日以後においても当該補助金の交付に係る社会福祉施設整備資金の元金償還を行うものについて

は、改正後の千葉市民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

対象経費	基準額	補助率
当該年度中に償還した元金の総額	同左	3 / 4

※参考資料（平成15年2月1日から施行した附則中の経過措置の「従前の例」の内容）

平成13年4月1日以前に整備を開始し、平成15年2月1日以前からこの要綱に基づく補助金の交付を受けていた施設は、〔参考別表〕により補助額を算定する。

〔参考別表〕

対象経費	基準額	補助率	補助額及び限度額
当該年度中に償還した元金の総額	1施設あたり7,500千円	3/4	(1) 千葉県の間接社会福祉施設整備資金借入金補助金の交付を受けた場合は、その額を控除する。 (2) 補助金の累計額は1施設あたり112,500千円を限度とする。